

## 業績勘案率の評価を行うに当たっての基本的考え方

平成 17 年 9 月 1 日 決定  
平成 19 年 12 月 19 日 改訂  
経済産業省独立行政法人評価委員会

### 1. 基本的考え方の見直しについて

「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」（平成 15 年 12 月 19 日閣議決定）を受けて、経済産業省においては、独立行政法人毎の総合評定に対応する業績勘案率の算出方法を平成 16 年 1 月に策定した。

一方、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において、「役員退職金にかかる業績勘案率に関する方針」（平成 16 年 7 月 23 日）が決定され、その中で、「業績勘案率は、独立行政法人の役員退職金を国家公務員並にするという今般の退職金の見直しの趣旨にかんがみ、1.0 を基本とする」こととされており、各府省評価委員会からの通知が 1.0 を超える場合など厳格な検討が求められる場合には、総務省政策評価・独法評価委員会として、算定に当たっての客観性の確保、法人の業績又は担当業務の実績の反映重視を基本に厳しく検討を行うことが示された。

今般、当該方針を受け、経済産業省独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」）として以下に新たに業績勘案率についての考え方（以下「考え方」）を提示することとする。

### 2. 「業績勘案率」の決定

#### （1）基礎業績勘案率 $\varepsilon'$ の算出。

各独立行政法人は、「機関実績勘案率  $\alpha$ 」と「個人業績勘案率  $\beta$ 」を算出後、配分率  $x$ 、 $y$ （注；各法人の特性・役員の職責に応じ決定する。ただし、個人的な業績が付随的なものであることを考慮し、 $y$  は 0.2 とする。）を乗じ、「基礎業績勘案率  $\varepsilon'$ 」を算出し（小数点第二位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）、評価委員会に通知する。

$$\varepsilon' = x\alpha + y\beta \quad (x + y = 1, \quad x = 0.8, \quad y = 0.2)$$

$\varepsilon'$	: 基礎業績勘案率
$\alpha$	: 機関実績勘案率
$\beta$	: 個人業績勘案率
$x$	: 機関実績勘案率の配分率
$y$	: 個人業績勘案率の配分率

評価委員会は通知された  $\varepsilon'$  に基づき、当該役員の在職中に特筆すべき法人の業績等を勘案して当該役員の  $\varepsilon$  を決定する。

#### (2) 「機関実績勘案率 $\alpha$ 」の算出

当該役員が在職した期間に係る「年度実績評価」に基づく各年度の機関実績勘案率を、その在職月数に応じ加重平均して求めた率を  $\alpha$  とする（小数点第二位未満の端数があるときには、これを四捨五入する）。

各年度の機関実績勘案率は、「年度実績評価」の総合評点に基づき、以下の通り換算する。

総合評点	各年度の機関実績勘案率
5.0 のとき	1.5
4.0 以上 5.0 未満のとき	1.2
3.0 以上 4.0 未満のとき	1.0
2.0 以上 3.0 未満のとき	0.8
1.0 以上 2.0 未満のとき	0.5

なお、役員が退職した日の属する「年度実績評価」が確定していない場合、当該年度の機関実績勘案率は、その前年度の機関実績勘案率その他の明確な方法（※）により算出することとし、当該方法の適用につき合理的な説明を要することとする。

※：原則として、役員が退職した日が、当該日の属する年度の開始後6ヶ月以内である場合には、前年度の機関実績勘案率を準用することとし、7ヶ月以後である場合には、当該年度の「年度実績評価」の確定を待つこととする。

#### (3) 「個人業績勘案率 $\beta$ 」の算出

当該役員の個人業績勘案率  $\beta$  は 1.0 を基本とする。

なお、役員個人の業績の報酬に対する反映方法が確立された場合には、報酬に係る個人業績を退職手当に反映することとする。

### 3. 諸手続等

(1) 評価委員会は、「業績勘案率」を決定する際には、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知することとする。

(2) 本「考え方」は、業績勘案率の決定状況等諸般の事情により、必要に応じ見直すものとする。

#### 4. 適用時期

本考え方は、平成18年度の業績評価結果から適用する。平成17年度以前の業績評価については、従前の規定による。